

アメリカ障害者雇用判例(II) ——リハビリテーション法第503条関係——

山田 欣徳* 草薙 進郎**

リハビリテーション法第503条は、連邦政府と2,500ドルを超える契約を結んでいる契約者に対し、障害者雇用のための積極措置を実施することを要請している。この第503条に関する判例18例——Drennon, Duran, Rogers, Moon, Wood, Anderson, Doss, Hart, Hoopes, Chaplin, Langman, Clarke, Simon, CPVA, Simpson, E.E. Black, Meyerson, Brown——の摘要を紹介し、原告・被告の訴訟当事者としての正当性、第503条に基づいて障害者が訴訟を提起する権利、司法手続き以前に尽くす行政上の救済手続きについて分析を行った。本案以前の問題として訴権の有無が争われている段階であり、この問題を突破することが、障害者の非差別雇用を実現する第一歩と考えられ、今後の進展が期待される。

キーワード：アメリカ 雇用 判例 リハビリテーション法第503条

I. 緒 言

アメリカにおける障害者雇用の差別撤廃を目指す法廷闘争は、前稿¹⁾で提示したリハビリテーション法第504条²⁾とリハビリテーション法第503条³⁾(Section 503 of the Rehabilitation Act of 1973)を主要な法的根拠として、全米各地ではなばなく展開している。

連邦政府と2,500ドルを超える契約関係にある契約者(雇用主)に対し障害者雇用の積極措置(affirmative action)を命じる第503条は、就労能力を有するにもかかわらず、障害があるという理由だけで差別を甘受せざるをえなかった適格(qualified)障害者にとって、労働権を主張し自己実現を図る契機として重要な意義を有し、朗報であった。

本稿では、この第503条に関する判例を取り上げ、摘要を紹介し、分析を行うことにより、アメリカが直面している問題状況の一端を明らかにすることを目的とした。

II. 判 例

第503条に関する障害者雇用判例18例の摘要は以下の通りである。

1. Drennon v. Philadelphia General Hospital⁴⁾
実験技術者(laboratory technician)であるLaVorは、市立病院(Philadelphia General Hospital)への就職を希望したが、雇用方針——過去2年以内にてんかん発作があった者は欠格とする——を理由に採用を拒否された。

1977年1月連邦地裁は、てんかんはリハビリテーション法上の「障害」である、第503条には訴権が内在するとの判断を下したが、行政救済手続きを尽くす必要があるとする第1管轄権の原理(doctrine of primary jurisdiction)により、本件を労働省に差し戻した。ちなみに、連邦政府と病院との契約関係については不明確であり、したがって第503条の適用を吟味する必要があるとの見解を表明した。

2. Duran v. City of Tampa⁵⁾

Rick(28歳)は、1975年に市の警察官採用試験に合格し、10月に名簿に登載された。しかし、12月にてんかん歴があるという理由で健康診断を受ける必要がないと通告され、自動的に不採用となった。1976年8月に予備的(preliminary)差止

* 人間学類(聴講生)

** 心身障害学系

命令を求めて提訴した。

1977年3月連邦地裁は、Rickがリハビリテーション法上の「適格障害者」であり、市警察が連邦政府から2,500ドルを超える金額を受領していることから、第503条が適用されるとの判断を下したが、単に所得を失うとか評判を害するといったことは、予備的差止命令の要件である「補償し難い損害 (irreparable injury)」を受けたというには足りない」と判示し、この訴えを棄却した。

3. Rogers v. Frito-Lay, Inc.⁶⁾

Mildredは適格障害者であるにもかかわらず、障害を理由に会社 (Frito-Lay, Inc.) から解雇されたと主張し、第503条に依拠して損害賠償を請求した。これに対し、会社側は訴えを棄却する申立を行った。

1977年6月連邦地裁は、第503条に基づいて障害者が訴訟を提起することはできないと判示し、この訴えを棄却した。1980年2月連邦控訴裁は、第503条は障害者の雇用を改善する目的をもって制定されたが、その際連邦議会が第503条に訴権を内在させたとは認められないとの判断を下し、原判決を支持した。同年10月連邦最高裁は、裁量上訴 (certiorari) を否認した。

4. Moon v. Roadway Express, Inc.⁷⁾

Howardは運送会社 (Roadway Express, Inc.) のターミナル責任者 (terminal manager) として勤めていた。1974年8月に自動車事故で左足を切断した。1975年6月に復職したが、1977年2月に解雇された。ちなみに、この間仕事を休んだのは1日だけであった。4月に不当解雇であるとして労働省連邦契約合意プログラム局 (Office of Federal Contract Compliance Programs, 以下OFCCP) に申し立てた。1978年5月にOFCCPは第503条違反であるとの裁定を下したが、1979年11月に法務当局 (Solicitor's Office) から本件の打ち切りを勧告され、それに伴ってOFCCPはこの申立を却下した。

1977年10月連邦地裁は、第503条は訴権を内在していないとして、訴えを棄却した。1980年2月連邦控訴裁は、同様の理由で原判決を支持した。同年10月連邦最高裁は、裁量上訴を否認した。

5. Wood v. Diamond State Telephone Company⁸⁾

退役軍人で障害 (30%以上) のあるRobertは、電話会社 (Diamond State Telephone Company)

の求人に応募したが、1974年2月の健康診断の直後、10年か20年で現障害の関連症状が発現するおそれがあるという理由で採用を拒否された。1976年10月にOFCCPの副地域行政官 (Assistant Regional Administrator) は、会社が第503条に違反しているとの決定を下した。Robertは第503条とベトナム退役軍人更生法 (Vietnam Era Veteran's Reajustment Act of 1972) に依拠して、損害賠償を求めて提訴した。

1977年11月に連邦地裁は、第503条に訴権は内在していないとして、訴えを棄却した。

6. Anderson v. Erie Lackawanna Railway Company⁹⁾

Jamesは1971年4月に鉄道会社 (Erie Lackawanna Railway Company, 後のConsolidated Rail Corporation) の機関助手として採用された。この時は発見されなかったが、1973年7月に機関士への昇格を期して行われた検診で、色覚異常であることが判明し、8月に解雇された。色覚異常は職務に支障とはならないと主張したが、受け入れられなかった。1976年4月労働省に不服申立を行ったが、遅延していることについての陳謝は受けたものの、実のある回答は得られなかったため、復職、逸失賃金などを求めて提訴した。

1979年2月連邦地裁は、第503条に基づいて提訴する権利はないと判示し、この訴えを棄却した。

7. Doss v. General Motors Corporation¹⁰⁾

聴覚障害 (右耳は聾, 左耳は難聴) 者のRichardは、自動車会社 (General Motors Corporation) の鑄造工の求人に志願し、3度採用を拒否された。第503条と州障害者機会均等法 (Illinois Equal Opportunity for the Handicapped Act) に反すると訴えた。これに対し、会社側は第503条に基づく訴権はないと反論した。

1976年7月連邦地裁は、先例 (Wood, Moon, Rogers, Anderson) を踏襲し、第503条に基づく訴権は認められないと判示し、不服の申立は労働省における行政救済手続きに限るべきであるとの見解を表明した。

8. Hart v. County of Alameda¹¹⁾

Clarenceは郡保護観察局で数年間グループ・カウンセラーのボランティアをし、1977年5月に採用試験に志願した。合格し、名簿に登載されたが、てんかんを理由に採用を拒否された。1978年1月労働省に不服申立を行ったが、6月に救済を拒否

された。この決定はOFCCP局長に上訴されたが、1年以上も未決となったままであった。

1979年9月連邦地裁は、差別から障害者を保護するという第503条の重要な目的は、行政救済手続きや契約の破棄、支払いの延期、契約からの締め出しといった制裁では十分に達成しえないとの見解を表明し、第503条は訴権を内在していると明言した。

9. Hoopes v. Equifax, Inc.¹²⁾

Johnは19年以上も信販会社 (Equifax, Inc.) で信用調査・報告の仕事をしていた。1974年8月にたばこの吸い過ぎで肺気腫になり入院した。上司から長期の障害退職 (disability retirement) を勧められたが、受け入れなかった。その後雇用関係は悪化し、業績は低下し、1975年に解雇された。障害を理由とした不当解雇であるとして、25万ドルの補償と75万ドルの懲罰的 (punitive) 損害賠償を請求した。

連邦地裁で訴えを棄却する略式判決が下された後、1979年11月連邦控訴裁は、第503条は労働省における行政救済の道を開いており、裁判所に提訴する権利を付与していないとして、原判決を支持した。

10. Chaplin v. Consolidated Edison Company of New York, Inc.¹³⁾

1965年にてんかんと診断されて以来、投薬でコントロールしている Phyllis は、会社 (Consolidated Edison Company of New York, Inc.) に求職したが、てんかんに理由に不採用となった。1978年に労働省に不服申立を行ったが、会社が非協力的であったので調査が進まず、アメリカてんかん協会と共に提訴に踏み切った。会社側は、第503条に基づいて提訴する権利はない、行政救済手続きを尽くしていない、協会は原告として適格ではない、と反論した。

1980年1月連邦地裁は、第503条に基づく訴権は存する、行政救済手続きを尽くす必要はないし、たとえあったとしてもそれを尽くしている、協会は原告適格を有すると判示し、訴えを棄却する申立を否認した。

11. Langman v. Western Electric Company¹⁴⁾

会社 (Western Electric Company) は、1975年に合理化を始め、機構の改革、勤務評定、解雇、退職を推進した。Frankは技師として雇われていたが、1976年7月に「最低限 (marginal)」と評定

され、準技師 (engineering associate) に降格され、配転された。1977年1月に解雇を通告され、2月に58歳で退職を余儀なくされた。同年4月に労働省へ不服申立を行ったが、進展はみられなかった。それで、第503条と雇用年齢差別法 (Age Discrimination in Employment Act) に依拠して提訴した。

1980年3月連邦地裁は、第503条に基づいて障害者が訴訟を提起する権利は認められないと判示した。

12. Clarke v. FELEC Services, Inc.¹⁵⁾

DavidはClear空軍基地で保守管理会社 (FELEC Services, Inc.) の電気技術責任者として働いていたが、網膜色素変性症のために解雇された。職務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害があるという理由だけで解雇したのは、適格障害者の雇用あるいは雇用促進のために積極措置を課した第503条に反するとして提訴した。

1980年5月連邦地裁は、法律違反に対する訴訟において裁判所の裁量により合理的な弁護士報酬が付与される旨定めた、リハビリテーション法第505条¹⁶⁾ (1978年制定) の発効以降は、第503条には訴権が内在しており、したがって提訴しようとの見解を表明して、訴えを棄却す申立を否認した。

13. Simon v. St. Louis County¹⁷⁾

Gary (1947年生まれ) は、1969年に郡警察に採用され、第一線で活躍していたが、1971年11月に腹部を銃で撃たれ、脊椎を損傷し、対麻痺 (paraplegia) となった。そして、1972年7月に職務遂行能力がないとして解雇された。1976年3月に非公式に、8月に公式に復職を願い出たが、受け入れられなかった。1978年4月に健康診断の機会が与えられたが、結果は変わらなかった。解雇の際に事前聴聞の機会が与えられなかった点と、復職が拒否された点が不当であるとして提訴した。

1980年6月連邦地裁は、Rogers判決と同様の理由で第503条に基づく訴権を否認した。同年8月連邦控訴裁は原判決を支持した。1982年2月連邦最高裁は裁量上訴を否認した。

14. California Paralyzed Veterans Association (CPVA) v. Federal Communications Commission¹⁸⁾

障害者団体 (California Paralyzed Veterans Association) の一員であるPaula (身体障害) とPatty、そして非営利団体CAPH (California

Association of the Physically Handicapped, Inc.)は、テレビ産業が障害者に対して雇用差別を行っているとして、連邦機関(Federal Communications Commission)、テレビ会社、労働省などを相手に損害賠償を請求した。テレビ側は、第503条に基づく訴権は存しない、あるとしても行政救済手続きを尽くす必要がある、CAPHは原告として不適格であると反論した。ちなみに、Pattyは1978年9月に労働省に不服申立を行ったが、進展はみられなかった。

1980年8月連邦地裁は、第503条に基づく訴権は存する、OFCCPの方針通り行政救済手続きを尽くす必要はない、CAPHは会員への権利侵害に関して訴権を有すると判示した。

15. Simpson v. Reynolds Metals Company, Inc.¹⁹⁾

Clinton (アルコール中毒)は、1948年3月以来、会社(Reynolds Metals Company, Inc.)のアルミ生産工場の第一線で働いてきた。1976年3月から4月にかけて入院し、9月には3日間を無断で欠勤し、1977年4月まで停職となった。二度と無断欠勤しないことを条件に復職したが、1978年7月に3日間の無断欠勤をし、聴聞の後、解雇された。アルコール中毒は職務の遂行に影響を及ぼさない、不当解雇であると主張した。

連邦地裁でこの訴えが棄却された後、1980年8月連邦控訴裁は、第503条制定の目的・経緯を検討した結果、連邦議会が第503条違反を救済する手段として、訴権を付与する意図はなかったとの見解を表明し、原判決を支持した。そして、12月に再審理を否認した。

16. E.E. Black, Ltd. v. Marshall²⁰⁾

George (31歳)は、1973年9月に労働団体(United Brotherhood of Carpenters)による大工見習プログラムに参加した。1974年3月木材運搬中に背中に痛みを感じ、治療に数か月を要した。1976年5月建設会社(E.E. Black, Ltd.)への就職を希望したが、健康診断で先天性脊椎異常であることが発見され、採用を拒否された。同年7月に州(Hawaii)労働局を経て連邦労働省に不服申立を行った。OFCCPによる審査で第503条違反であることが判明し、聴聞が開始された。1978年9月聴聞は障害の認定を否定したが、1979年2月副長官により障害認定がなされ、法の適用が指示された。この決定に対し、会社側は同年3月に提訴し

た。

1980年9月連邦地裁は、Georgeが職務遂行能力を有する「適格障害者」であることを是認し、採用を拒否した会社は第503条に抵触すると判示した。

17. Meyerson v. State of Arizona²¹⁾

州立大学(Arizona State University)の心理学部教授であるLee博士は、障害を理由とした雇用上の差別を受けたと訴えた。大学側は第503条に依拠して障害者個人が訴訟を提起する権利はないとして、訴えを棄却する申立を行った。

1981年2月連邦地裁は、連邦財政援助を受ける事業・計画における適格障害者の差別禁止を宣言したりハビリテーション法第504条とは異なり、第503条は訴権を内在する種類の法律ではなく、単に連邦政府機関に障害者雇用および雇用促進の積極措置を課す約款を含めるように要請したにすぎないとの見解を表明し、訴えを棄却する略式判決を下した。1983年5月連邦控訴裁は原判決を支持した。

18. Brown v. Sibley²²⁾

視覚障害者のAlfredとWillieは1973年から、Williamは1975年からMIB(Mississippi Industries for the Blind)に勤めていた。ちなみに、MIBは州立の独立採算制の企業で、封筒、エプロン、ほうきなどを製造し、主に連邦政府に調達している。Alfredらは1977年春に、欠員となったほうき部の管理職(supervisor)を志願したが、3人よりも勤務年数の長い晴眼者が昇進した。障害を理由に昇進を拒否されたとして、1978年12月に昇進、逸失賃金などを求めて提訴した。

1980年2月連邦地裁は、第503条に基づく訴権を否認し、この訴えを棄却した。1981年7月連邦控訴裁は原判決を支持し、9月に再審理を否認した。

III. 分 析

1973年リハビリテーション法第503条は、

(a)合衆国のための動産および非人的サービス(建設を含む)の調達について、連邦政府のすべての部局・機関によって結ばれた2,500ドルを超える契約は、その契約を履行するために人を雇用する際に、合衆国と契約者が本編第706(7)条に定義した適格障害者の雇用あるいは雇用促進のために積極措置を行わなければならないと要請する条項を含まなければならない。本条の規

定は、合衆国のための動産・非人的サービス(建設を含む)の調達についての契約を履行する際に、主契約者によって結ばれた2,500ドルを超える下請契約にも適用する。大統領は、1973年9月26日から90日以内に施行規則により、本条の規定を実施するものとする、

(b)いかなる障害者も、契約者が合衆国との契約者が合衆国との契約における障害者雇用に関する規定に沿わないか、拒否していると考えられるならば、労働省に不服申立を行うことができる。労働省は速やかにこの申立を調査し、契約の文言、適用しうる法・規則に合致し、事実や事情が正当なものとなるような措置を講じなければならない、

(c)大統領は国益における特殊事情の要請であると決定し、この決定の理由を文書により表明する時は、大統領が命令する施行規則により設定された指針に従って、特定の契約または下請契約における本条の要請の全部または一部は、大統領により免除される、と規定し、障害者の雇用上の差別撤廃に対する積極的な関与を表明した。

本法を法的根拠として訴訟が、Pennsylvania州のDrennon事件を先駆に、各地—Florida, Texas, Georgia, Delaware, Ohio, Illinois, California, New York, Alaska, Missouri, Hawaii, Arizona, Mississippi—で展開し、判例が集積している。

これまでに顕在化した争点について分析する。

1. 当事者

a. 原告

原告が訴訟当事者として正当であるためには、まず「障害者」でなければならない。

リハビリテーション法は「障害者」を

(i)主な生活活動の一つまたはそれ以上を制約する身体的あるいは精神的障害を有する、(ii)そのような障害歴を有する、(iii)そのような障害を有するとみなされる、すべての者²³⁾、と規定し、この定義に該当することが必要条件である。

判例では、視覚障害3例—色覚異常(Ander-son)、網膜色素変性症(Clarke)、不明(Brown)—、運動障害3例—左足切断(Moon)、対麻痺(Simon)、脊椎異常(E.E. Black)—、てんかん4例(Drennon, Duran, Hart, Chaplin)、不

明3例(Rogers, Langman, Meyerson)、30%以上の障害(Wood)、聴覚障害(Doss)、ニコチン中毒・肺疾患(Hoopes)、アルコール中毒(Simpson)、身体障害(CPVA)各1例というように多岐にわたっており、いずれも「障害者」とであるとされている。

次に「適格」障害者であるか否かが問題となる。障害者であり、かつ職務遂行能力が適格である場合に、初めて雇用差別が俎上にのぼり、第503条の適用が検討されるのである。

しかし、現段階では、概して訴権の有無が争点となっており、適格性を検証し、差別の実態を糾弾するまでには至っていない。そうした中で、この問題に言及していたのは18例中5例であった。てんかん—警察官(Duran)、30%の障害—会社員(Wood)、脊椎異常—大工見習(E.E. Black)はいずれも適格とされた。対麻痺—警察官(Simon)については、1審で不適格とされたが、2審では1審における「全任務を遂行しうる能力を有すること」という基準は「厳し過ぎる」として、能力を再評価するように差し戻されている。なお、Meyersonでは、適格性を審理する段階ではないとして判断を回避している。

b. 被告

被告の内訳は、連邦機関—会社(CPVA)、州—州立大学(Meyerson)、州—州立企業(Brown)、郡—郡保護観察局(Hart)、郡—郡警察局(Simon)、市—市立病院(Drennon)、市—市民サービス委員会(Duran)、会社(Rogers, Moon, Wood, Anderson, Doss, Hoopes, Chaplin, Langman, Clarke, Simpson, E.E. Black)と多岐にわたる。

被告が正当な訴訟当事者であるためには、2,500ドルを超える契約を連邦政府と結んでいることが要件である。換言すれば、この契約関係がなければ、第503条は適用されない。この点に特に言及しているのは2例であった。Drennonでは契約関係は不明であるとして、行政救済手続きにおいて明らかにすべきであるとの判断がなされた。Duranでは、2,500ドルを超える金額が受領されているとの事実が認定された。

2. 訴権

第503条は、訴権すなわち司法手続きによる救済については何ら規定していない。したがって、この問題が争点になることは必至であった。

司法判断は二分された。連邦地裁段階では、訴権を是認した判例はDrennon (1977), Duran (1977), Hart (1979), Chaplin (1980), Clarke (1980), CPVA (1980)の6例、否認したのはRogers (1977), Moon (1977), Wood (1977), Anderson (1979), Doss (1979), Hoopes (不明), Langman (1980), Simon (1980), Simpson (不明), Brown (1980), Meyerson (1981)の11例であった。連邦控訴裁では、是認した判例はなく、Hoopes (1979), Rogers (1980), Moon (1980), Simpson (1980), Simon (1981), Brown (1981), Meyerson (1983)の7例で否認された。そして、最終的な決定権を有する連邦最高裁は、Rogers (1980), Moon (1980), Simon (1982)において裁量上訴を拒否しており、訴権の否認を黙認している。ちなみに、個人による訴訟だけでなく、集合代表訴訟 (class action) も提起しえない (Brown) とする判断や、個人だけでなく障害者団体にも訴権を認める (Chaplin, CPVA) 判断がなされている。

以上、決定的とはいえないまでも、第503条に基づいて障害者が訴訟を提起することはできないとする見解が優勢であることは否めない。しかし、それが妥当であるか否かということには疑問の余地が残る。司法の立場と政府の方針を明らかにすることにより、さらに論点を明確にしたい。

(1) 是認論

連邦最高裁はCort v. Ash²⁴⁾ (株主が会社を連邦法違反であるとして損害賠償を請求した) 事件判決で、連邦法に訴権が内在するためには、次の4要件を満たしていなければならないと定めている。

- (a) 原告が法制定の上で特別な利益を有する対象者であること。
- (b) 訴権による救済を示唆するような立法の意図が存在すること。
- (c) 訴権による救済を内在することが、立法目的に合致すること。
- (d) 訴訟原因が伝統的に州法の専属管轄となっていないこと。

この基準は第503条関係訴訟においても採用され、訴権の是非を判断する重要な根拠となった。訴権を是認した判例の6例中5例がこの基準を採用し、逐一検討し、全要件を満たしていると明言している (Drennon, Hart, Chaplin, Clarke, CPVA)。

特に、次の見解は傾徳に値する。

差別から障害者を保護するという第503条の重要な目的は、行政手続きや契約の破棄、支払いの延期、契約からの締め出しといった制裁では十分に達成しえない²⁵⁾ (Hart)

法の実施や違反の告発に関する訴訟において裁判所の裁量により勝訴の当事者に合理的な弁護士報酬が付与される旨定めたりハビリテーション法第505条が、訴権の存在を前提としていることは疑う余地がない²⁶⁾ (Clarke)

司法救済手続きは、連邦会議がリハビリテーション法に託している障害者の基本権 (連邦政府と契約を結んでいる者による雇用差別から解放される権利を含む) を保護するという重要な目標を促進する²⁷⁾ (CPVA)

ちなみに、Rogers控訴裁判決におけるGoldberg判事の少数意見を付記する。

障害者は社会への完全参加を疎外する2つの明確な障壁——心身の障壁と態度の障壁——に直面している。心身障害を克服し、資格を確立した障害者のために、連邦議会は第503条の下で態度の障壁に超因する過酷な差別からの保護を確立した。この保護は連邦裁判所における訴権を含む²⁸⁾

(2) 否認論

先の4要件の1つでも欠いていれば訴権は認められない。訴権を否認した判例の11例中7例がこの基準 (主にbとc) に言及し、要件を満たしていないと判断した。代表的な見解は以下の通りである。

第503条は障害者「差別」を禁止しているわけではない。事実、差別に触れてさえない。本法の権限は政府関連の職業における障害者雇用の奨励である。したがって訴権は権限外である²⁹⁾ (Moon)

立法の施策が和解と説得による紛争の解決を強調していることも重要である。たとえ行政手続きの間延期されたとしても、連邦裁判所における訴訟が独自に存在し、救済の可能性があるということは、明らかに行政上の和解手続きの効果損なう³⁰⁾ (Wood)

制定の経緯も施行規則も、第503条による救済に訴権を含むということを示唆していない。したがって連邦議会在行政上の不服申立てを第503条違反を救済する障害者の唯一の手段であると

意図した、との推定を否定する、立法目的についての明確な反証はない³¹⁾ (Anderson)

第505条が第503条を実現するために提起された訴訟における弁護士報酬の権限を付与したことは、疑う余地がない。しかし、必ずしも第505条が第503条に基づく訴権を与えることを意図しているわけではない。……訴権の仮定はあくまでも仮定であり、法ではない³²⁾ (Rogers)

(3) 政府方針

労働省OFCCP局のRogau局長は、Rogers控訴審の宣誓供述書 (affidavit) において、次の見解を表明している³³⁾。

- (i) 労働省OFCCP局が第503条の実施に責任がある。
- (ii) 原告は第503条に基づく訴権を有する。訴権は労働省において行政手続きを尽くすことを前提としない。訴訟により個人または集合代表の救済が求められる一方、契約の破棄・締め出し、支払いの延期といった制裁が唯一労働省により課される。
- (iii) 訴権は連邦議会の意図と合致し、第503条の実施を助長する。労働省はTable 1. に示すように裁ききれない不服申立を抱えており、司法手続きを必要としている。

Table 1. 不服申立件数

	1978年度	1979年度*
繰り越し	1270	1537
受理	2682	2004
成立	2027	1412
終了	1760	813
未済	1537	2136

*第3・四半期まで

- (iv) 訴権が非公式に解決する試みを疎外すると連邦地裁の見解 (Rogers, Wood, Anderson) を支持しない。実際は訴訟は和解を助長する。第503条を効果的に実施するためには、訴権を認めることが一番である。

3. 行政救済手続き

第503条は労働省への不服申立による行政救済手続きを明記しており、障害者が救済を求める手段はこの行政手続きに限られるとする見解

(Doss) や、訴権を有するとしても、まず行政手続きに救済を託し、それでも解決しない場合は司法手続きに移行すべきである——これを第1管轄権の原理と称し、いきなり司法手続きに訴えることを禁止し、行政救済手続きを尽くす (exhaustion of administrative remedies) 必要が課される——とする見解 (Drennon, Hart) が表明されている。

これに対し、政府方針が行政救済手続きを尽くす必要がないと明言していることは前述した通りである。そして、これに同調する司法判断もなされている (Chaplin, CPVA)。

総じて、行政救済手続きを尽くす必要を課すことは、濫訴に対する防波堤の役割を果たす一方、被差別障害者にとっては問題解決の遅延、拒絶を招来すると考えられ、安易な適用は慎むべきであろう。

IV. 結 語

連邦政府は、障害者に対する雇用差別を撤廃するための一方策として、2,500ドルを超える契約関係にある企業等に対し、適格障害者の雇用あるいは雇用促進に関する積極措置を講じることを要請している。障害者はこのリハビリテーション法第503条に依拠して、労働権の保障を求めて法廷闘争に立ち上がった。

司法が本案 (merits) 以前の問題として、第503条に基づいて障害者が訴訟を提起する権利を有するか否かをめぐって動揺していることが、判例分析により明らかになった。

最終的な判断は連邦最高裁判所に委ねるとはいえ、この問題を突破することが非差別雇用を実現する第一歩であり、今後の進展が期待される。

注

- 1) 山田欣徳、草薙進郎(1988)：アメリカ障害者雇用判例(I)——リハビリテーション法第504条関係——. 心身障害学研究, 12(2), 93—102.
- 2) 29 U.S.C. § 794. 関係判例はさまざまな分野で集積している。山田欣徳(1980)：米国の聴覚障害者に関する判例。聴覚障害, 35(7), 22—24. 山田欣徳(1982)：米国における障害者差別撤廃の試み——リハビリテーション法第504条関連判例の分析——. 総合リハビリテーション, 10(4), 443—448. 山田欣徳

- (1986) : アメリカの障害児教育——今日的課題——. 月刊福祉, 69(15), 92-97. 山田欣徳(1987) : アメリカの手話通訳問題. 福祉労働, 35, 139-144. 山田欣徳(1988) : 移動障害者の交通問題——米国バス判例の分析——. 障害者問題研究, 52, 65-70.
- 3) 29 U.S.C. § 793.
 - 4) 428 F. Supp. 809 (E.D. Pa. 1977).
 - 5) 430 F. Supp. 75 (M.D. Fla. 1977).
 - 6) 433 F. Supp. 200 (N.D. Tex. 1977); 611 F. 2d 1074 (5th Cir. 1980); 449 U.S. 886, 101 S. Ct. 246, 66 L. Ed. 2d 115 (1980).
 - 7) 439 F. Supp. 1308 (N.D. Ga. 1977); 611 F. 2d 1074 (5th Cir. (1980); 449 U.S. 886, 101 S. Ct. 246, 66 L. Ed. 2d 115 (1980).
 - 8) 440 F. Supp. 1003 (D. Del. 1977).
 - 9) 468 F. Supp. 943 (E.D. Ohio 1979).
 - 10) 478 F. Supp. 139 (C.D. Ill. 1979).
 - 11) 485 F. Supp. 66 (N.D. Cal. 1979).
 - 12) 611 F. 2d 134 (6th Cir. 1979).
 - 13) 482 F. Supp. 1165 (S.D.N.Y. 1980).
 - 14) 488 F. Supp. 680 (S.D.N.Y. 1980).
 - 15) 489 F. Supp. 165 (D. Alas. 1980).
 - 16) 29 U.S.C. § 794a(b).
 - 17) 497 F. Supp. 141 (E.D. Mo. 1980); 656 F. 2d 316 (8th Cir. 1981).
 - 18) 496 F. Supp. 125 (C.D. Cal. 1980).
 - 19) 629 F. 2d 1226 (7th Cir. 1980).
 - 20) 497 F. Supp. 1088 (D. Hawaii 1980).
 - 21) 507 F. Supp. 859 (D. Ariz. 1981); 709 F. 2d 1235 (9th Cir. 1983).
 - 22) 650 F. 2d 760 (5th Cir. 1981).
 - 23) 29 U.S.C. § 706(7)(B).
 - 24) 422 U.S. 66, 95 S. Ct. 2080, 45 L. Ed. 2d 26 (1975).
 - 25) 485 F. Supp. at 75.
 - 26) 489 F. Supp. at 168.
 - 27) 496 F. Supp. at 131.
 - 28) 611 F. 2d at 1108.
 - 29) 439 F. Supp. at 1309.
 - 30) 440 F. Supp. at 1009.
 - 31) 468 F. Supp. at 938.
 - 32) 611 F. 2d at 1082.
 - 33) Id. at 1108-1109.

Summary

U.S. Court Cases about Employment of the Handicapped (II) ——relating to § 503 of the Rehabilitation Act——

Yoshinori Yamada and Shinro Kusanagi

The handicapped in the U.S.A. have fought in court to establish nondiscrimination in employment, relying upon § 503 of the Rehabilitation Act of 1973, which requires employers on any Federal contract in excess of 2,500 dollars to take affirmative action to employ and advance in employment qualified handicapped individuals.

The first purpose of this article is to introduce profiles of the following § 503 court cases about employment of the handicapped:

- 1 . Drennon v. Philadelphia General Hospital
- 2 . Duran v. City of Tampa
- 3 . Rogers v. Frito-Lay, Inc.
- 4 . Moon v. Roadway Express, Inc.

- 5 . Wood v. Diamond State Telephone Company
- 6 . Anderson v. Erie Lackawanna Railway Company
- 7 . Doss v. General Motors Corporation
- 8 . Hart v. County of Alameda
- 9 . Hoopes v. Equifax, Inc.
10. Chaplin v. Consolidation Edison Company of New York, Inc.
11. Langman v. Western Electric Company
12. Clarke v. FELEC Services, Inc.
13. Simon v. St. Louis County
14. California Paralyzed Veterans Association v. Federal Communications Commission
15. Simpson v. Reynolds Metals Company, Inc.
16. E.E. Black, Ltd. v. Marshall
17. Meyerson v. State of Arizona
18. Brown v. Sibley

And the second purpose is to analyze them on the following issues:

- (1) Validity of Plaintiffs and Defendants
- (2) Private Right of Action
- (3) Exhaustion of Administrative Remedies

The most important issue presented in these cases is whether the handicapped have a private right of action under § 503. To win the right is the first step toward nondiscrimination in employment of the qualified handicapped individual.

Key word : U.S.A. employment court case § 503 of the Rehabilitation Act